

2025 年 10 月 24 日

株 主 各 位

東京都荒川区西尾久 7 丁目 49 番 8 号

日本アンテナ株式会社

代表取締役社長 瀧澤 功一

株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、当社は、本日開催の臨時株主総会の決議により、2025 年 11 月 25 日（火曜日）を効力発生日として、エレコム株式会社を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することとなりました。

つきましては、本株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて下記のとおりご案内申し上げます。

なお、本株式交換に伴う株主の皆様のお手続きは特段ございませんので、念のため申し添えます。

敬具

記

1. エレコム株式の割当交付の時期及び方法

2025 年 11 月 21 日（金曜日）最終の当社株主名簿に記録されました株主の皆様に対し、ご所有株式 1 株につき 0.465 株の割合をもってエレコム株式会社の普通株式（以下「エレコム株式」といいます。）を割当交付いたします。割当交付されたエレコム株式は 2025 年 11 月 25 日（火曜日）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録され、同日以降、売却が可能です。（※）

なお、「株式交換に伴う割当株式数のご通知」は 2026 年 1 月上旬（予定）にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

2. 株式の流通について

当社株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年月日	日程	株式の流通
2025 年 11 月 19 日（水）	当社株式の最終売買日	
2025 年 11 月 20 日（木）	当社株式の上場廃止日	左記日付以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。
2025 年 11 月 25 日（火）	本株式交換の効力発生日	左記日付以降、株式交換比率に応じた数のエレコム株式として売買が可能になります。 （※）

（※）特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社等取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替手続きが完了後、ご売却が可能となります。

3. 単元未満株式の買取・買増請求について

単元未満株式の買取・買増請求の日程は下記のとおりとなります。

(1) 買取請求

年月日	買取請求のお取扱い
2025 年 11 月 17 日（月）	当社株式の買取請求書・取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。（※）
2025 年 11 月 18 日（火）～ 2025 年 11 月 21 日（金）	左記期間中は、当社株式の単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。
2025 年 11 月 25 日（火）	割当後のエレコム単元未満株式（100 株未満）につきましては、買取請求書・取次依頼書のお取次ぎを再開いたします。

(2) 買増請求

エレコム株式会社では、単元未満株式の買増制度を採用しておりません。そのため、当社における買増請求の受付は 2025 年 11 月 7 日（金曜日）までのお取扱いとなります。（※）

（※）上記の買取・買増請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

4. 端数株式処分代金のお支払い

エレコム株式の割当の結果生じた 1 株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、その数に応じて 2026 年 2 月下旬（予定）に端数株式処分代金領収証をご送付申しあげます。

5. 本件に関するご照会先

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
みずほ信託銀行株式会社

お問い合わせ先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-288-324（ご利用時間 土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
※上記は事務センターにつき、ご来店による受付はできませんのでご了承ください。

以 上